

校名	分校名	障害種別	区域又は対象者
広島中央特別支援学校		視覚障害	広島県一円
広島南特別支援学校		聴覚障害	広島市、三原市（大和町に限る。）、府中市（上下町に限る。）、三次市、庄原市、大竹市、東広島市（黒瀬町、黒瀬松ケ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬檜原北一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原東一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目並びに安芸津町を除く。）、廿日市市、安芸高田市、江田島市（江田島町を除く。）、安芸郡、山県郡、豊田郡、世羅郡（世羅町のうち小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原に限る。）及び神石郡
尾道特別支援学校		聴覚障害	三原市（大和町を除く。）、尾道市、福山市、府中市（上下町を除く。）及び世羅郡（世羅町のうち小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原を除く。）
		知的障害	尾道市（百島町、浦崎町、因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町を除く。）
	しまなみ分校	知的障害	尾道市（因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町に限る。）
広島特別支援学校		知的障害	広島市（安佐南区（東原一丁目から三丁目まで、西原一丁目から九丁目まで、祇園一丁目から八丁目まで、祇園町、長束一丁目から六丁目まで、長東西一丁目から五丁目まで、長束町、山本一丁目から九丁目まで、山本新町一丁目から五丁目まで及び山本町に限る。）及び安佐北区（白木町、狩留家町、小河原町、上深川町、深川町、深川一丁目から八丁目まで、亀崎一丁目から四丁目まで、真亀一丁目から五丁目まで、倉掛一丁目から三丁目まで、落合一丁目から五丁目まで、落合町、落合南一丁目から九丁目まで、落合南町、口田町、口田一丁目から五丁目まで、口田南一丁目から九丁目まで及び口田南町に限る。）に限る。）
		肢体不自由	広島市、呉市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡
福山特別支援学校		肢体不自由	竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、豊田郡、世羅郡及び神石郡
西条特別支援学校		肢体不自由	東広島市

広島西特別支援学校		病弱	独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者（入院する見込みの者を含む。）
廿日市特別支援学校		知的障害 （高等部については、学校教育法施行令第二十二條の三に規定する障害を二以上併せ有する場合に限る。）	広島市（佐伯区に限る。）、大竹市及び廿日市市
	阿品台分校	知的障害 （学校教育法施行令第二十二條の三に規定する障害を二以上併せ有する場合を除く。）	
福山北特別支援学校		知的障害	福山市（赤坂町、今津町、今津町二丁目から七丁目まで、内海町、神島町、金江町、神村町、草戸町、熊野町、佐波町、瀬戸町、高西町、高西町一丁目から四丁目まで、田尻町、津之郷町、鞆町後地、鞆町鞆、走島町、東明王台、東村町、藤江町、本郷町、松永町、松永町一丁目から七丁目まで、南今津町、南松永町一丁目から四丁目まで、宮前町一丁目及び二丁目、水呑町、水呑向丘、明王台一丁目から五丁目まで、柳津町、柳津町一丁目から五丁目まで、山手町、山手町一丁目から七丁目まで並びに沼隈町を除く。）、府中市（上下町を除く。）及び神石郡
三原特別支援学校		知的障害	竹原市、三原市、東広島市（河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地及び安芸津町に限る。）、豊田郡及び世羅郡（世羅町のうち青近、赤屋、伊尾、宇津戸、小世良、小谷、川尻、甲山、西上原、東上原、別迫、青水、青山、井折、賀茂、京丸、黒淵、三郎丸、重永、津口、寺町、田打、徳市、戸張、中原、西神崎、東神崎、堀越、本郷及び安田に限る。）

呉特別支援学校		知的障害	広島市（安芸区に限る。）、呉市（焼山町、焼山ひばりヶ丘町、焼山此原町、焼山松ヶ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ヶ丘一丁目から三丁目まで、焼山政畝一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ヶ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、枋原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸町鰯浜一丁目から三丁目まで、音戸町北隠渡一丁目及び二丁目、音戸町南隠渡一丁目から四丁目まで、音戸町高須一丁目から三丁目まで、音戸町波多見一丁目から十一丁目まで、音戸町畑一丁目から三丁目まで、音戸町有清一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町田原一丁目から三丁目まで、音戸町渡子一丁目から三丁目まで並びに倉橋町に限る。）、江田島市及び安芸郡
庄原特別支援学校		知的障害	府中市（上下町に限る。）、三次市、庄原市及び世羅郡（世羅町のうち青近、赤屋、伊尾、宇津戸、小世良、小谷、川尻、甲山、西上原、東上原、別迫、青水、青山、井折、賀茂、京丸、黒淵、三郎丸、重永、津口、寺町、田打、徳市、戸張、中原、西神崎、東神崎、堀越、本郷、安田を除く。）、
広島北特別支援学校		知的障害	広島市（中区、東区、南区、西区、安佐南区（東原一丁目から三丁目まで、西原一丁目から九丁目まで、祇園一丁目から八丁目まで、祇園町、長束一丁目から六丁目まで、長東西一丁目から五丁目まで、長束町、山本一丁目から九丁目まで、山本新町一丁目から五丁目まで及び山本町に限る。）、安佐北区（白木町、狩留家町、小河原町、上深川町、深川町、深川一丁目から八丁目まで、亀崎一丁目から四丁目まで、真亀一丁目から五丁目まで、倉掛一丁目から三丁目まで、落合一丁目から五丁目まで、落合町、落合南一丁目から九丁目まで、落合南町、口田町、口田一丁目から五丁目まで、口田南一丁目から九丁目まで及び口田南町に限る。）、安芸区及び佐伯区を除く。）、安芸高田市及び山県郡

沼隈特別支援学校		知的障害	尾道市（百島町及び浦崎町に限る。）及び福山市（赤坂町、今津町、今津町二丁目から七丁目まで、内海町、神島町、金江町、神村町、草戸町、熊野町、佐波町、瀬戸町、高西町、高西町一丁目から四丁目まで、田尻町、津之郷町、鞆町後地、鞆町鞆、走島町、東明王台、東村町、藤江町、本郷町、松永町、松永町一丁目から七丁目まで、南今津町、南松永町一丁目から四丁目まで、宮前町一丁目及び二丁目、水呑町、水呑向丘、明王台一丁目から五丁目まで、柳津町、柳津町一丁目から五丁目まで、山手町、山手町一丁目から七丁目まで並びに沼隈町に限る。）
黒瀬特別支援学校		知的障害	東広島市（河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地及び安芸津町を除く。）
	のみの お分校	知的障害	
呉南特別支援学校		聴覚障害	呉市、竹原市、東広島市（黒瀬町、黒瀬松ケ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬檜原北一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原東一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目並びに安芸津町に限る。）及び江田島市（江田島町に限る。）
		知的障害	呉市（焼山町、焼山ひばりケ丘町、焼山此原町、焼山松ケ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ケ丘一丁目から三丁目まで、焼山政畝一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ケ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ケ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、栃原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸町鰯浜一丁目から三丁目まで、音戸町北隠渡一丁目及び二丁目、音戸町南隠渡一丁目から四丁目まで、音戸町高須一丁目から三丁目まで、音戸町波多見一丁目から十一丁目まで、音戸町畑一丁目から三丁目まで、音戸町有清一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町田原一丁目から三丁目まで、音戸町渡子一丁目から三丁目まで並びに倉橋町を除く。）

※次表の地域等においては、各分級・分教室の設置目的を踏まえ、当該本校の分級・分教室とする。

本 校	分級・分教室	地 域 等
三原特別支援学校	大崎分教室	保護者の住所が大崎上島町の者
呉特別支援学校	江能分級	保護者の住所が江田島市、呉市（音戸町及び倉橋町に限る。）の者

※次表の地域に保護者の住所が属する者（聴覚障害者に限る。）は、同表の左欄に掲げる特別支援学校に就学することができる。

校名	地域
呉南特別支援学校	東広島市（黒瀬町、黒瀬松ケ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬檜原北一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原東一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目、福富町、豊栄町、河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地並びに安芸津町を除く。）及び安芸郡（熊野町に限る。）